

第4章 子どもを産んで育てる

1 妊娠したとき

1-1 役所に妊娠したことを伝えて母子健康手帳をもらう

- 妊娠したら、自分が住んでいるまちの役所に、妊娠したことを伝えます。
- 役所から「母子健康手帳」をもらいます。



「母子健康手帳」

病院に行くとき、この手帳を持って行きます。赤ちゃんを育てるときに注意することなどが書いてあります。また、次のことを書きます。

- 妊娠しているときのお母さんや、生まれた赤ちゃんが小学生になるまでの健康
- 赤ちゃんの体の大きさ、どんな病気や予防接種＜＝病気にならないための注射＞(P34) をしたか など

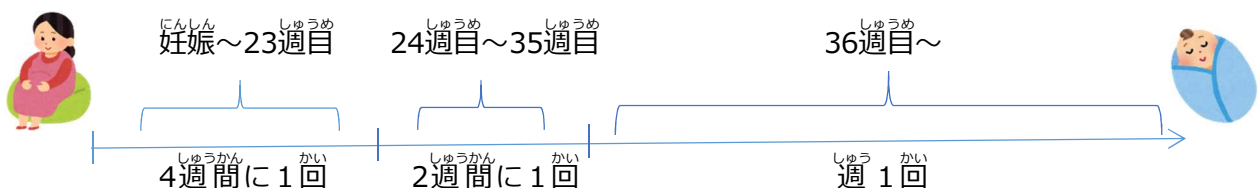
1-2 妊婦健診（妊婦健康診査）

- 妊娠したら、病院に行ってお腹に赤ちゃんがいる人が健康かどうか調べる「妊婦健診」を受けましょう。

- 妊婦健診を安く受けることができる券を役所からもらうことができます。
- 妊婦健診を受けるときや、病院で赤ちゃんを産むときは医療保険からお金が出ません。しかし、赤ちゃんを産むときに手術をしたら、保険からお金が出ます。

「妊婦健診の回数」

赤ちゃんを産むまでに14回ぐらい妊婦健診を受けます（妊娠してから23週目までは4週間に1回、24週目から35週目までは2週間に1回、36週目から赤ちゃんが生まれるまでは週1回です）



1-3 相談

妊娠しているときや、赤ちゃんが生まれてから心配なことや困っていることがあったら保健師や助産師に相談することができます。必要があれば、保健師や助産師が無料で家に来てくれることがあります。詳しいことは、住んでいるまちの役所に相談してください。

1-4 母親教室や父親教室

新しくお母さんになる人やお父さんになる人に、赤ちゃんを産んで育てるときに大切なことを教えます。教室に行きたい人は、役所に申し込みます。この教室に行くと、同じころに赤ちゃんが生まれる人と友達になることができます。

2 赤ちゃんが生まれたとき



2-1 出生届

- 日本で赤ちゃんが生まれたら、役所に「出生届」<=赤ちゃんが生まれたときにまちの役所に出す紙>を出します。
- 赤ちゃんが生まれた日から14日以内に出します。
- 赤ちゃんが生まれたまちか、お父さんやお母さんが住んでいるまちの役所に出します。

2-2 大使館

- 赤ちゃんのお父さんとお母さんが両方外国人のときは、赤ちゃんが日本で生まれても、日本の国籍を持つことができません。
 - お父さんとお母さんが両方外国人のときは、大使館か領事館に赤ちゃんが生まれたことを伝えてください。
- ★ お父さんとお母さんが両方外国人のときは、家の近くの入管に書類を出して赤ちゃんの在留カードをもらいます（P5）。

保険から出るお金

- 赤ちゃんを1人生んだら42万円の「出産育児一時金」<=赤ちゃんを産むとき、健康保険などからもらうことができるお金>が健康保険から出ます。
- 赤ちゃんを生むために仕事を休んだら、「出産手当金」<=赤ちゃんを産むために会社を休み、給料がもらえないとき、健康保険からもらうことができるお金>が健康保険から出ます。
「出産手当金」は、いつもの給料の67%のお金がもらえます。
- 赤ちゃんを育てるために、仕事を休んだら、長いときは2年まで「育児休業給付金」<=育児休業をしているあいだに、雇用保険からもらうことができるお金>が雇用保険<=会社をやめたあと仕事が見つからない人や育児休業、介護休業をしている人を助ける制度>から出ます。はじめの6か月間はいつもの給料の67%のお金をもらうことができます。そのあとは、いつもの給料の50%のお金をもらうことができます。

3 児童手当

日本で子どもを育てている人は「児童手当」<=子どもが中学校を卒業するまで、子どもを育てている人がもらうことができるお金>をもらいます。

子どもが生まれたときや、引っ越ししたときに、役所に申し込みます。

子どもの年齢	1か月にもらうお金
3歳になるまで	15,000円
3歳から12歳まで (小学校を卒業するまで)	10,000円 (18歳までの子どもが3人以上いる 家族は、3番目の子どもから1人 15,000円)
12歳から15歳まで (中学校を卒業するまで)	10,000円

- ★ 日本で子どもを育てている人の収入が多いときは、1人の子どもに1か月5,000円もらいます。

4 子どもを育てる

4-1 乳幼児健診 (乳幼児健康診査)

- ・ 役所は無料で、赤ちゃんの体の大きさや、体の様子を調べる「乳幼児健診」を行います。
- ・ 赤ちゃんのことで心配なことやわからないことを相談することができます。
- ・ 赤ちゃんが1歳6か月のときと、3歳のときに乳幼児健診を受けます。
- ・ 赤ちゃんが1歳6か月や3歳以外でも乳幼児健診をする役所もあります。



4-2 予防接種 <= 病気にならないための注射 >

- ・ 赤ちゃんが病気にならないように、予防接種を受けます。
- ・ 無料の予防接種と、自分でお金を払う予防接種があります。
- ・ 住んでいるまちの役所や医者と相談して、いつ、どの予防接種を受けるか決めます。



4-3 子どもの医療費

- ・ 6歳以下の小学校に入る前の子どもは、病院でかかったお金の20%を払います (小学校を卒業するまで無料のまちもあります。)

4-4 小学校に入る前の子ども

- ・ 小学校に入る前の6歳以下の子どもは、保育園や幼稚園、認定こども園などに通うことができます。
- ・ 3歳から5歳の子どもの保育園、幼稚園、認定こども園などの保育料は無料です。バス代などは無料になりません。



「保育園」



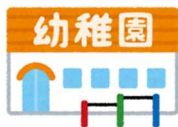
- ・ 親が働いている0歳から小学校に入る前の子どもを預かって世話をします。
- ・ 1日8時間ぐらい子どもの世話をします。
- ・ 夜や休みの日にも開いている保育園があります。
- ・ 親が病気や用事などで、子どもの世話をすることができないとき、短い間子どもを預かる「一時預かり」をしている保育園もあります。
- ・ 子どもを保育園に入れたいときは、役所に申し込みます。

「幼稚園」



- ・ 3歳から小学校に入る前までの子どもが通うことができます。
- ・ 小学校とは違って、子どもが遊びながらいろいろなことを学びます。
- ・ 1日に4時間ぐらいです。
- ・ 親が働いているときなどは、朝早くから子どもを預かる幼稚園や、夕方や夜まで子どもを預かる幼稚園もあります。
- ・ 入りたい幼稚園を自分で選んで申し込みます。

「認定こども園」



- ・ 認定こども園は、幼稚園と保育園の両方の特徴があります。
- ・ 親が働いている子どもも、親が働いていない子どもも一緒に通うことができます。
- ・ 認定こども園を利用したい人は、役所や入りたい園に相談してください。



4-5 放課後児童クラブ (学童保育)

- ・ 親が働いている小学生は、学校が終わったら「放課後児童クラブ」を使うことができるまちもあります。
- ・ 子どもが安全に遊んだり休んだりすることができるように、大人が見ています。

4-6 ファミリー・サポート・センター

- ・ 子どもの世話を手伝う人を紹介する会です。
- ・ 用事があるときに、子供の世話をする人を紹介してもらいます。
- ・ 子どもを保育園などに迎えに行ってもらったり、親がいない間に子どもの世話をしてもらったりします。
- ・ 詳しくは、住んでいるまちの役所に相談してください。